

令和8年4月3日

## 新しい公益信託制度の施行に当たっての談話

- この4月から、新しい公益信託制度が施行されました。  
約100年ぶりの制度改革により、担い手や信託財産・信託事務の範囲が拡大されるなど使い勝手が向上し、民間公益活動のための新たな可能性を持つツールとしてスタートします。
- 新しい公益信託制度は、「委託者の思い」を形にしていく上で、公益活動の内容や運営について案件ごとにオーダーメイドすることが可能な、柔軟性の高い仕組みとなっています。  
このような新制度の特徴を生かして様々な活用事例が生まれ、民間公益活動の一層の活性化につながっていくよう、
  - ・ 迅速・的確な審査等を通じた「柔軟・迅速な活動」の促進
  - ・ ガバナンス向上の取組の支援等を通じた「信頼・協力」の拡大
  - ・ 制度の普及、認知度向上などの「環境整備」に取り組んでまいります。
- 新しい公益信託制度の施行により、令和の公益制度改革は一つの節目を迎えましたが、改革の真価が問われるのはこれからです。
- 昨年4月に第7期の委員会が発足するに当たり、公益認定等委員会は、そのミッションを「民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進する」と再定義しました。  
公益法人制度と公益信託制度が民間公益活動の両輪として活用され、委員会のミッションの実現につながっていくよう、引き続き、積極的な情報発信や、法人や関係者との対話を通じた不断の改善に取り組んでまいります。  
国民の皆様の御理解と御支援を賜れば幸いです。

公益認定等委員会 委員長 清水新一郎

# (参考)新しい公益信託制度の施行について

約100年ぶりの制度改革で使いやすくなった、新しい「公益信託制度」が令和8年4月1日にスタートしました！

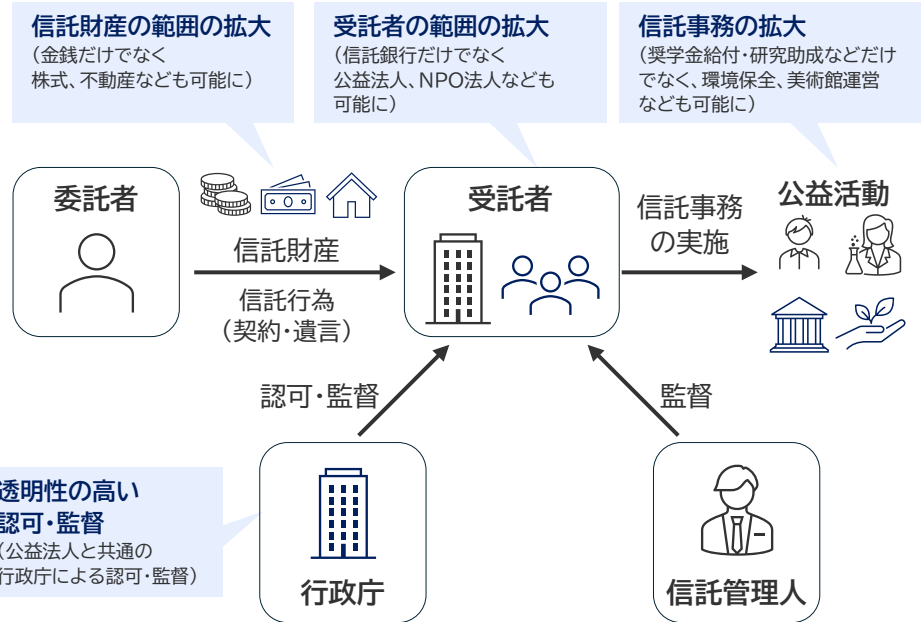
## 「公益信託」とは？

- 委託者が契約や遺言により受託者に財産を託し、受託者が託された財産を用いて「委託者の思い」に沿った公益活動を行う仕組み
- 公益財団法人のように法人を設立するのではなく、既存の法人への寄附とも異なり、信託行為(契約・遺言)により、公益活動の内容や運営を案件ごとにオーダーメイドが可能
- 旧制度(大正時代に創設)は、使い勝手や認知度の問題から、活用は低調(平成15年 572件 → 令和6年 378件)



- 担い手や信託財産・信託事務の範囲を拡大  
公益法人と同様の税制優遇も措置

→ 民間公益活動のための、新たな可能性を持つツールに



内閣府公益信託  
イメージキャラクター  
「こうえぎしんたくん」

⇒ 公益信託が幅広く活用されるよう、制度の普及、モデル事例の創出に取り組みます。  
これまでの減少傾向を反転させ、今後2～3年程度で過去のピークを上回ることを目指します。